

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、随時監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年9月30日

茨城県監査委員	半 村	登
同	西 野	一
同	深 谷	一 広
同	羽 生	健 志

(指摘事項)

監査実施機関名 県立医療大学	監査実施年月日 令和3年6月18日
<p>○監査の結果</p> <p>物品の購入において、経理担当職員が以下の不正な事務手続を行ったこと、また、組織として、内部統制が機能しなかったため、発覚まで長期間に渡り当該職員による不正行為が行われていたことは適切でない。</p> <p>(1) 令和2年6月から令和3年3月までの間、私的使用を目的として、①業者からの見積書、納品書及び請求書の書き換え、②大学教員からの物品修理要求書の偽造、③私的使用を目的とした物品を公用と偽った支出負担行為決議票及び支出票の作成、のいずれか又は複数の手法を用いて、県費で、計44件、2,780,746円の物品を購入していた。</p> <p>(2) 令和元年度から令和2年度までの間、私的使用を目的として、計86件、12,265,168円の物品を大学名義で業者に発注し納品させた後、未払いのまま放置していた。</p>	
<p>○措置状況</p> <p>指摘を受けた事項については、①支出負担行為決議の際、購入内容や購入目的の確認が不十分であったこと、②納品時の検査について、受け取りを起票者以外の職員が行うことが徹底されておらず（不正行為を行った職員が受け取っていることが多かった）、指定された検査員が書類検査のみで現品確認を行わないことが多かったなど、検査が不十分であったことが大きな要因と考えられることから、再発防止のため以下の対策を講じた。</p> <p>1 支出負担行為決議時の審査の見直し</p> <p>事務局内で経理を担当している職員の間で、それぞれが担当している予算種目の情報を共有することで審査精度を向上させるとともに、支出負担行為決議票への物品のカタログ等の添付、物品の使用目的の付記により、物品内容を詳細に確認できるようにした。</p> <p>2 納品時の検査体制の見直し</p> <p>検品担当職員による納品時検査の徹底、検査員による現品確認の徹底、事務局職員が検査した物品を教員が速やかに受け取れるよう教員と業者が直接納品日を調整する仕組みの構築、修繕を必要とする備品等の修理前及び修理後の現物確認の実施などを行うこととした。</p> <p>上記の対策については、事務局職員はもとより、教員に対しても学内会議（拡大教授会）で周知徹底し、内部統制が十分機能するよう、大学全体で取り組んでいる。</p> <p>また、未払い防止のため、取引件数が多い業者について、半期に一度、未払いの有無を照会することとした。</p>	